

日本統計学会賞規程

(目的)

第1条 統計学の研究および普及に対して貢献した個人に対して授与し、その功績を顕彰するため、日本統計学会賞（英名：JSS Award）を設ける。

(対象範囲)

第2条 授賞の対象となる者は、日本統計学会の会員・非会員の別を問わない。また、対象とする分野は次の通りとし、全体として年間3名程度に授与する。

- (1) 理論 統計学の理論の発展に多大の貢献のあった者
- (2) 実証・応用・計算 この分野は以下のような内容を含む。
 - 人文・社会系では、経済、経営の実証分析、社会学、言語学、心理学の調査・分析など、統計的手法を利用して社会的現象を解明するのに貢献のあった者
 - 医学、工学、農学、理学などでは統計的手法の適用による具体的な問題の解決に対する貢献のあった者
 - 統計計算では、統計的分析のためのアルゴリズム・ソフトウェアの開発に貢献のあった者
 - 応用一般として、分野を問わず統計調査の標本設計、経営管理などで貢献のあった者
- (3) その他 理論・実証・応用などを含め、幅広く統計学の普及・発展に貢献した者

(選考方法)

第3条 授賞対象者の選考は、会員の推薦を受けて、選考委員会が実施する。選考委員は日本統計学会会長、前会長、理事長、Japanese Journal of Statistics and Data Science 担当理事、日本統計学会和文誌編集担当理事、および会長が推薦し社員総会が承認した者若干名により構成する。

2 授賞の候補者を推薦することができる者は、日本統計学会の正会員、名誉会員に限る。推薦者は所定の書式にしたがって、対象範囲に定められた分野のいずれかに候補者を推薦する。

3 選考委員の任期を1年とし、再任を妨げない。

4 最終選考は他の学会賞選考委員会との合同委員会における調整を経て決定する。

(賞の内容)

第4条 賞状および記念品などの副賞を授与する。

(発表方法)

第5条 選考委員会は、選考結果を日本統計学会社員総会及び会員大会に報告し、大会期間中に授賞式を行う。

付則

1. 本規程は2011年4月1日より施行する。
2. 本改定版は2018年3月4日より施行する。
3. 本改定版は2018年6月10日より施行する。
4. 本改定版は2026年6月1日より施行する。